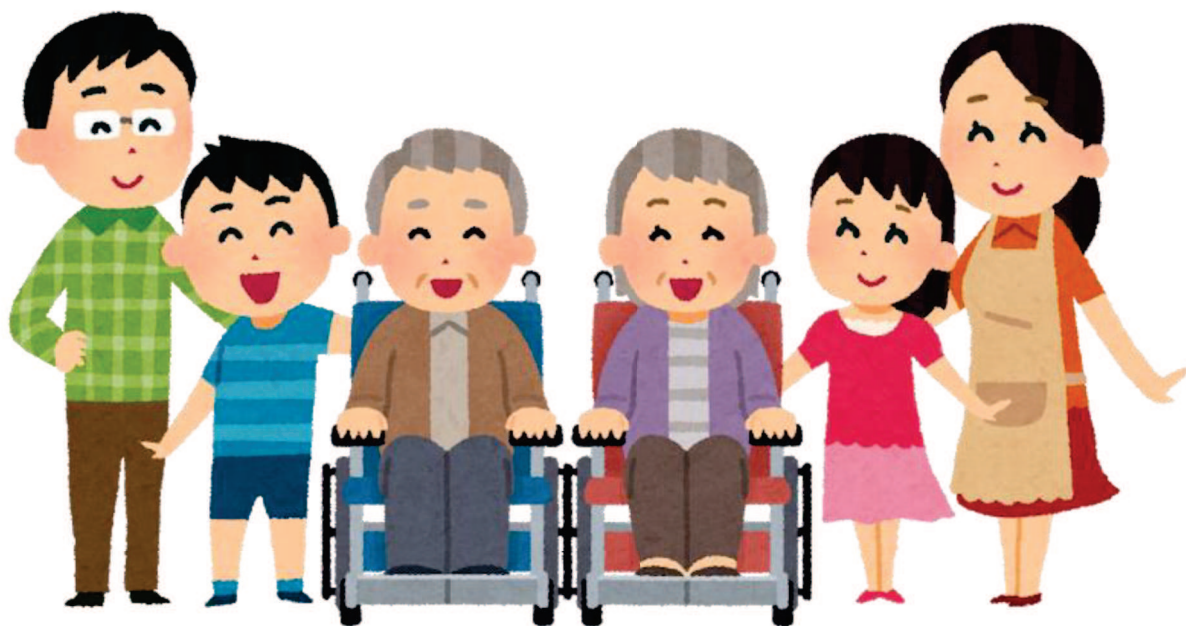


北茨城市 高齢者福祉計画・介護保険事業計画 概要版



令和3年3月
北茨城市

1 計画の概要

1 計画策定の背景

北茨城市において、高齢者人口及び高齢化率はともに伸び続けており、令和2年4月の本市の人口は41,870人、高齢者人口は14,245人で、高齢化率は34.4%となっております。

今後、人口は減少傾向となる一方で、高齢者数は増加し、「団塊の世代」が後期高齢者となる令和7年の高齢化率は日本全体で30.3%、本市においても38.1%まで達すると見込まれます。さらに団塊ジュニアと呼ばれる世代が高齢者になる令和22年では、高齢者数がピークとなることが予測されています。このような超高齢化社会の中で、認知症高齢者や65歳以上の単独世帯や高齢者夫婦世帯の増加も予測され、介護を含めた様々な支援が必要とされる高齢者が生きがいを持って、地域の中で安心して暮らせる社会づくりが急務となっています。

本計画においては、令和7年及び令和22年を視野に入れながら、中長期的な介護保険のサービス給付・保険料水準の推計や、『地域包括ケアシステム』の構築と深化とともに地域共生社会を目指した計画を策定いたします。

2 計画の位置付け

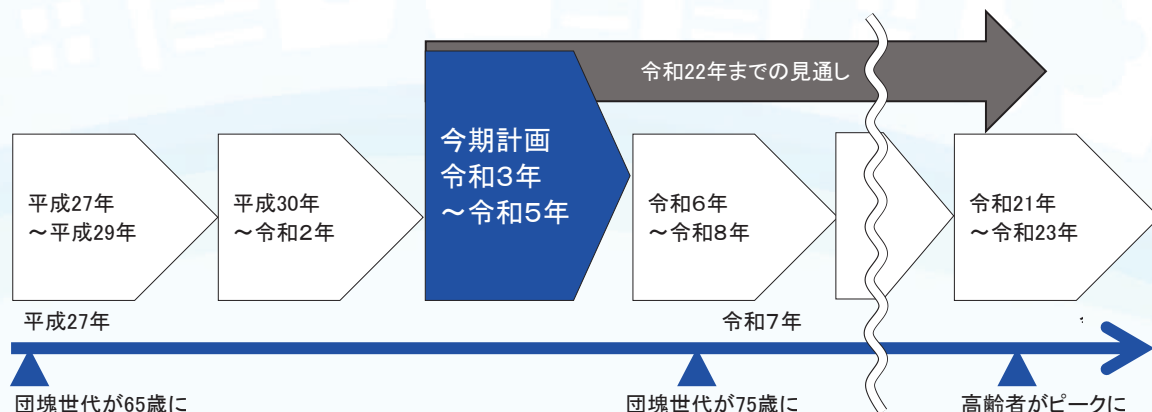
本計画は、北茨城市地域福祉計画や高齢者福祉等に関する他の施策との整合性を保ちながら、高齢者を取り巻くさまざまな問題に対して、北茨城市が目指すべき基本的な施策目標を定める指針として取りまとめます。

高齢者福祉計画は老人福祉法第20条の8の規定に基づき、高齢者の福祉の供給体制の確保を目的として策定される計画であり、介護保険事業計画は介護保険法第117条の規定に基づき、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため策定される計画です。

なお、この2つの計画はそれぞれの法律において「一体のものとして作成されなければならない。」と定められています。

3 計画の期間

計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3か年とします。計画期間の最終年度である令和5年度には見直しを行い、新たに令和6年以降の計画を策定することになります。



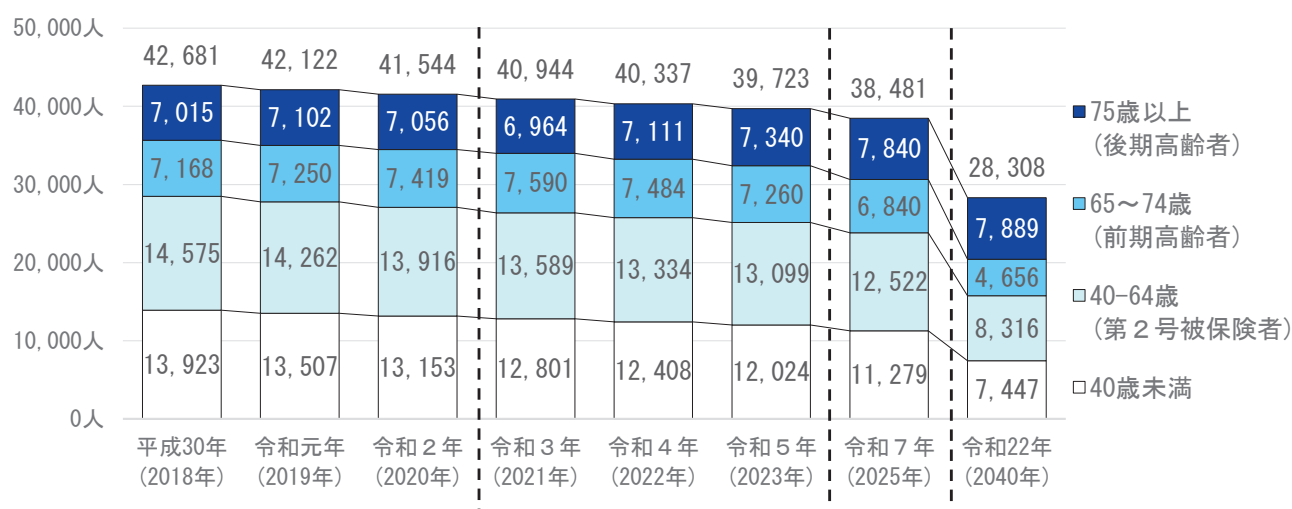
2 北茨城市の高齢者の状況

1 高齢者人口

本市の将来人口を推計すると、本計画期間の最終年度である令和5年には、総人口が 39,723 人まで減少し、65 歳以上の高齢化率は 36.8%に達する見込みであると予想されます。（常住人口を基にしたコーホート要因法による集計）。

また、令和2年と令和5年を比較すると、第2号被保険者は 817 人減少するのに対し、第1号被保険者は 125 人の増加（前期高齢者：159 人減、後期高齢者 284 人増）が見込まれます。。

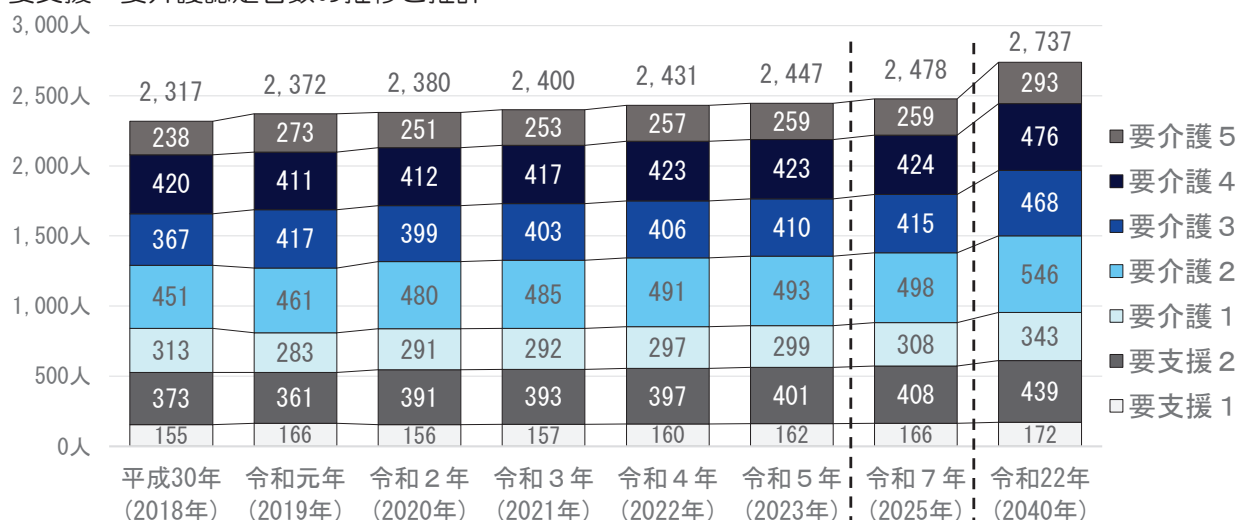
● 3 区分別人口の推移と推計



2 要支援・要介護認定者数

本市の将来人口推計と要介護（要支援）認定者の実績を基に、将来の要介護（要支援）認定者を推計すると、本計画期間の最終年度である令和5年度には、要介護（要支援）認定者は 2,447 人となる見込みであり、令和2年度比で 67 人（2.8%増）の増加となり、高齢者人口の増加とともに、ゆるやかに増加していくことが予想されます。。

● 要支援・要介護認定者数の推移と推計



3 計画の基本方針

1 計画の基本理念

地域ぐるみで支え合い、高齢者が安心して、自分らしく
健やかに暮らし続けられる福祉のまち 北茨城

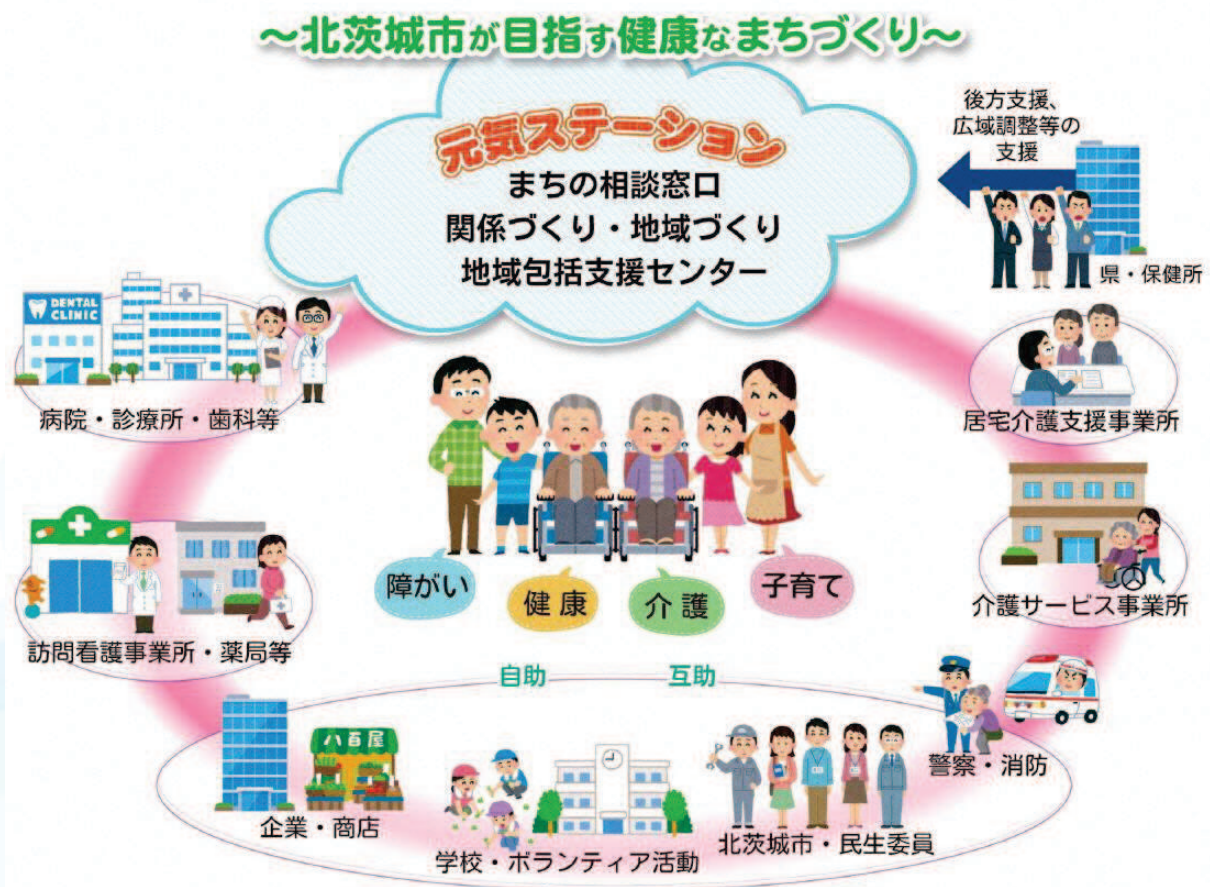
2 北茨城市が目指す地位子包括システム

「地域包括ケアシステム」とは、高齢者等が住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援サービスが地域の中で一体的に提供される仕組みのことです。各地域でのシステム構築のためには、医療や介護等の専門職だけでなく地域の一人ひとりが高齢者の生活の担い手として、地域づくりへ参加することが重要です。

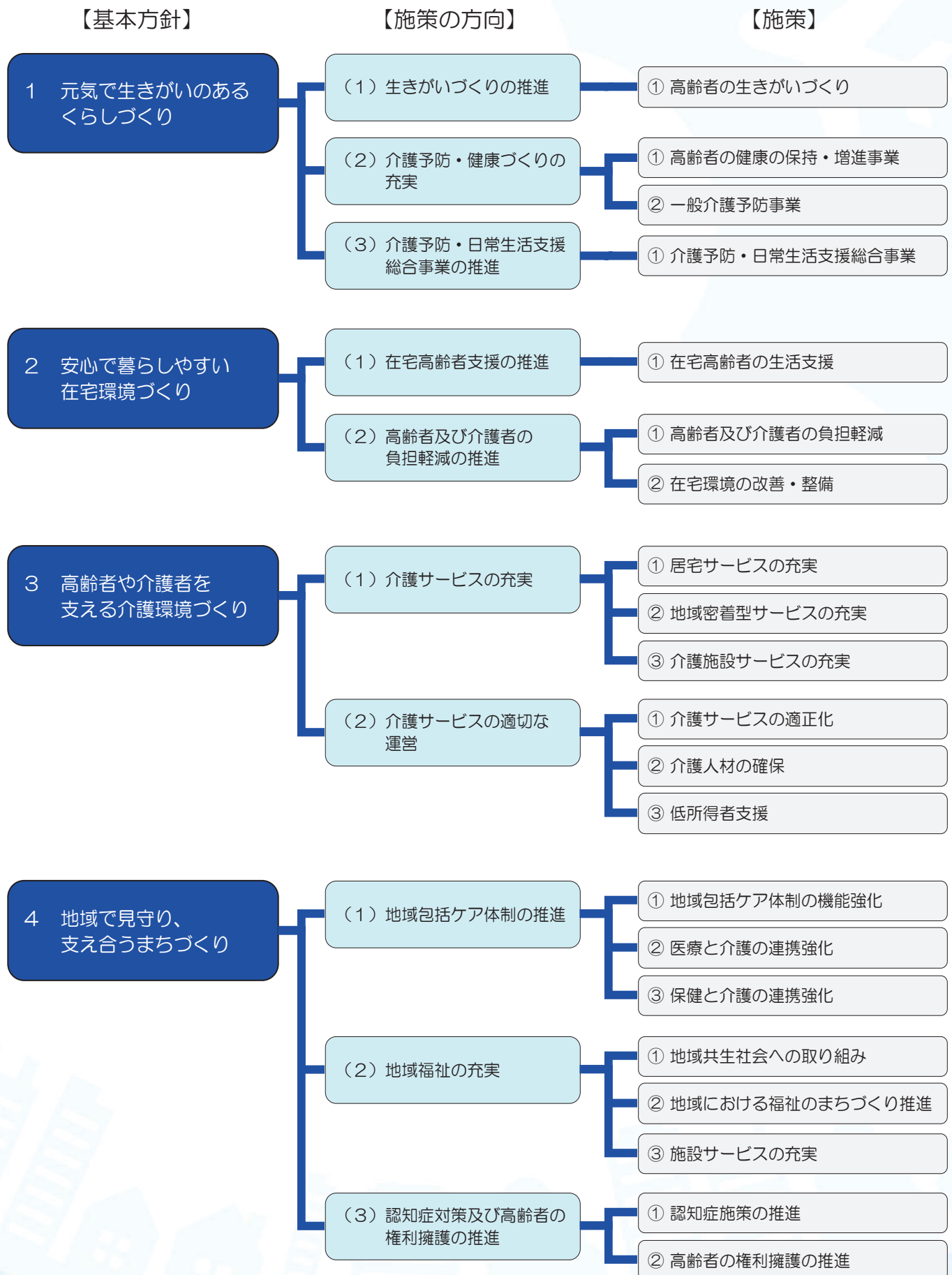
本市では、北茨城市コミュニティケア総合センター「元気ステーション」を設置し、住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう、住民同士で支えあい、助け合い、健康なまちづくりを一緒に考え、地域の方が気軽に立ち寄れる場を目指しています。

この「元気ステーション」を地域包括ケアシステムの拠点として、体制を構築していきます。

○ 元気ステーションの仕組み



4 計画の体系



5 計画の具体的な取り組み

基本方針1

元気で生きがいのある暮らしづくり

施策の方向	施 策 ・ 取 り 組 み
(1) 生きがいづくりの推進	①高齢者のいきがいづくり ・老人福祉自動車「寿号」の運行 ・金婚祝 ・敬老金 ・高齢者生きがい対策事業 ・ふれあい・いきいきサロン事業 ・高齢者ふれあいゆったり事業 ・シルバー人材センター事業
(2) 介護予防・健康づくりの充実	①高齢者の健康の保持・増進事業 ・健康づくり運動の推進 ・健康診査等の受診促進 ・予防接種の推進 ・健康づくりと介護予防を一体化した取り組み ②一般介護予防事業 ・介護予防把握事業 ・介護予防普及啓発事業 ・地域介護予防活動支援事業 ・介護予防事業評価事業 ・地域リハビリテーション活動支援事業
(3) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	①介護予防・日常生活支援事業 ・訪問型サービス ・通所型サービス ・生活支援サービス ・介護予防ケアマネジメント事業

基本方針2

安心して暮らしやすい在宅環境づくり

施策の方向性	施 策 ・ 取 り 組 み
(1) 在宅高齢者支援の推進	①在宅高齢者支援の推進 ・愛の定期便事業 ・配食サービス事業 ・軽度生活援助事業 ・外出支援サービス事業 ・行商サービス事業 ・介護用車両購入費等助成事業
(2) 高齢者及び介護者の負担軽減の推進	①高齢者及び介護者の負担軽減 ・訪問理美容費助成事業 ・徘徊高齢者等家族支援サービス ・家族介護慰労金支給事業 ②在宅環境の改善・整備 ・住宅整備資金の貸付事業 ・住宅改修支援事業 ・住宅改修費



基本方針3

高齢者や介護者を支える介護環境づくり

施策の方向性	施 策 ・ 取 り 組 み
(1) 介護サービスの充実	①居宅サービスの充実 ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ・通所介護 ・通所リハビリテーション ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ・福祉用具貸与 ・特定福祉用具販売 ・特定施設入所者生活介護 ・居宅介護支援 ②地域密着型サービスの充実 ・夜間対応型訪問介護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・看護小規模多機能型居宅介護 ・地域密着型通所介護 ③介護施設サービスの充実 ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院
(2) 介護サービスの適切な運営	①介護サービスの適正化 ・要介護(支援)認定の適正化 ・住宅改修等の適正化 ・事業者のサービス提供及び介護報酬請求の適正化 ・介護サービス事業所の指導及び監査 ・業務効率化と質の向上に向けた取り組み ②介護人材の確保 ・介護人材の確保・育成に向けた取り組み ・介護離職ゼロに向けた取り組み ③低所得者支援 ・社会福祉法人による利用者負担額減免事業 ・特定入所者介護(予防)サービス事業費 ・要介護旧措置入所者の経過措置事業 ・高額介護(予防)サービス事業・高額医療・高額介護合算サービス費事業

基本方針4

地域で見守り、支え合うまちづくり

施策の方向性	施 策 ・ 取 り 組 み
(1) 地域包括ケア体制の推進	①地域包括ケア体制の機能強化 ・北茨城市地域包括支援センター ・在宅介護支援センター ②医療と介護の連携強化 ・在宅医療と介護連携の推進 ③保健と介護の連携強化 ・保健と介護の連携の推進
(2) 地域福祉の充実	①地域共生社会への取り組み ・ボランティア活動等の充実 ・生活支援体制の整備 ・地域における福祉意識の高揚・啓発 ・地域共生社会の実現を目指した取り組み ②地域における福祉のまちづくり推進 ・バリアフリー化 ・近隣住民の見守り・声かけの習慣化 ・福祉避難所の設置 ・災害弱者に対する支援等取り組み ・感染症対策の推進 ③施設サービスの充実 ・軽費老人ホーム(ケアハウス) ・北茨城市老人福祉センター「ライト」の管理運営 ・住宅型有料老人ホーム ・サービス向け高齢者住宅
(3) 認知症対策及び高齢者の権利擁護の推進	①認知症施策の推進 ・認知症総合支援事業 ・認知症サポーター養成事業 ・「通いの場」の拡充 ・関係機関との連携(SOSネットワーク事業) ・家族介護教室事業 ②高齢者の権利擁護の推進 ・権利擁護事業

6 介護保険料

本市においては、被保険者の負担軽減を図るためにさらにきめ細やかな保険料段階を設定するものとして、9段階の所得段階を設定します。

各所得段階の保険料は以下のようになります。

基準月額 4,950 円

所得段階	対象者		負担割合	保険料 年額
第1段階	生活保護受給者		基準額 ×0.30	17,800円
	住民税 非課税世帯	・老齢福祉年金受給者 ・合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万円以下の方		
第2段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万円超120万円以下の方	基準額 ×0.50	29,700円
第3段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120万円超の方	基準額 ×0.70	41,500円
第4段階	住民税 課税世帯で 本人非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万円以下の方	基準額 ×0.90	53,400円
第5段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万円超の方	基準額 ×1.00	59,400円
第6段階	住民税 本人課税	合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.20	71,200円
第7段階		合計所得金額が120万円以上210万円 未満の方	基準額 ×1.30	77,220円
第8段階		合計所得金額が210万円以上320万円 未満の方	基準額 ×1.50	89,100円
第9段階		合計所得金額が320万円以上の人	基準額 ×1.70	100,900円

北茨城市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 概要版 令和3年3月
 発行 茨城県北茨城市 編集 北茨城市 市民福祉部 高齢福祉課
 〒319-1592 北茨城市磯原町 1630 番地
 電話 0293-43-1111 (代)